

その1	※受理年月日		※許可年月日	記載例
	※受理番号		※許可番号	

## 許 可 申 請 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第5条第1項の規定により許可を申請します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

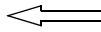
広島県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

※行政書士等による代理申請の場合

申請代理人 住所, 氏名  
申請者本人 住所, 氏名

広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号  
甲 乙 太 郎



(ふりがな) 氏名又は名称	----- こう おつ た ろう ----- 甲 乙 太 郎		
住 所	〒 (730-△△△△) 広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号 (082) 〇〇〇局 〇〇〇〇 番		
(ふりがな) 営業所の名称	----- じゃんそう とんなん しゃべい ----- 雀 荘 東 南 西 北		
営業所の所在地	〒 (730-△△△△) 広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号□□ビル1階 (082) 〇〇〇局 〇〇〇〇 番		
風俗営業の種別	法第2条第1項第 4 号の営業（まあじゃん屋）		
(ふりがな) 管理者の氏名	----- ふく やま じ ろう ----- 福 山 次 郎		
管理者の住所	〒 (730-△△△△) 広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号 (082) 〇〇〇局 〇〇〇〇 番		
(ふりがな) 法人にあつては、 その役員の氏名	法人にあつては、その役員の住所		
代 表 者	-----		
滅失により廃止 した風俗営業	廃止の事由	廃止年月日	許可番号
	滅失特例許可申請は、 手数料額・添付書類が異なるので、係に確認	年 月 日	
現に風俗営業許可等 を受けて営む風俗営業	許可年月日	年 月 日	許可番号
	営業所の名称 及び所在地		

その2 (B) (法第2条第1項第4号の営業)		記載例							
営業所の構造及び設備の概要	建築物の構造	鉄筋コンクリート造3階建							
	建築物内の位置	1階の一部							
	客室の数	1 室		営業所の床面積			40.0 m <sup>2</sup>		
	客室の総床面積	24.0 m <sup>2</sup>	各客室の床面積	24.0 m <sup>2</sup>					
	照明設備	客室の天井に100Wの蛍光灯5基取付け。営業所の他の部分には、天井に60WのLED灯3基取付け。(位置等は、別添見取図に記載)							
	音響設備	有線放送用の最大出力00Wのアンプ及び1基のスピーカーを客室の天井に取り付け(位置等は、別添見取図に記載)							
	防音設備	厚さ00mmのコンクリート壁に00mmの断熱・防音材を内装							
	遊技設備	のやま台の数	普通台	半自動台	全自動台	計			
	遊技設備	に係る遊技機	区分	ぱちんこ遊技機	回胴式遊技機	アレンジポール遊技機	じゃん球遊技機	その他の遊技機	計
	遊技設備	に係る遊技機	型式数	型式	型式	型式	型式	型式	型式
遊技設備	に係る遊技機	台数	台	台	台	台	台	台	
遊技設備	その他の遊技設備	営業所の出入口は、1カ所のみ							
※	風俗営業の種類								
※	兼業								
※	同時申請の有無	① 有		② 無		※ 受理警察署長			
※	条件								

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 「滅失により廃止した風俗営業」欄は、法第4条第3項の事由により滅失したために廃止した風俗営業に係る事項を記載すること。
- 「風俗営業」欄は、申請に係る営業所以外の営業所において当該申請の日の直近の日に営業許可を受けたものについて記載すること。
- その場合(A)は法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかの営業について許可を申請する場合同項第5号の規定する営業(例、ぱちんこ屋)について許可を申請する場合に使用すること。
- 「建築物の構造」欄には、木造家屋にあっては平家建て又は2階建て等の別を、木造以外の家屋にあっては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数(地階を含む)の別を記載すること。
- 「建築物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
- 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
- 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
- 「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
- 法第2条第1項第3号の営業にあっては、その2(A)の「各客室の床面積」欄には、各客室の床面積を記載すること。
- その2(B)の「その他の遊技設備」欄には、まあじゃん台及び法第4条第4項に規定する営業に係る遊技機以外の遊技設備について、その種類、型式及び台数を記載すること。
- その2(C)の「スロットマシン等」欄には、スロットマシンのほか、メダルゲーム機について記載すること。
- その3の「備考」欄には、新品か中古品かの別を記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第2号（第9条関係）

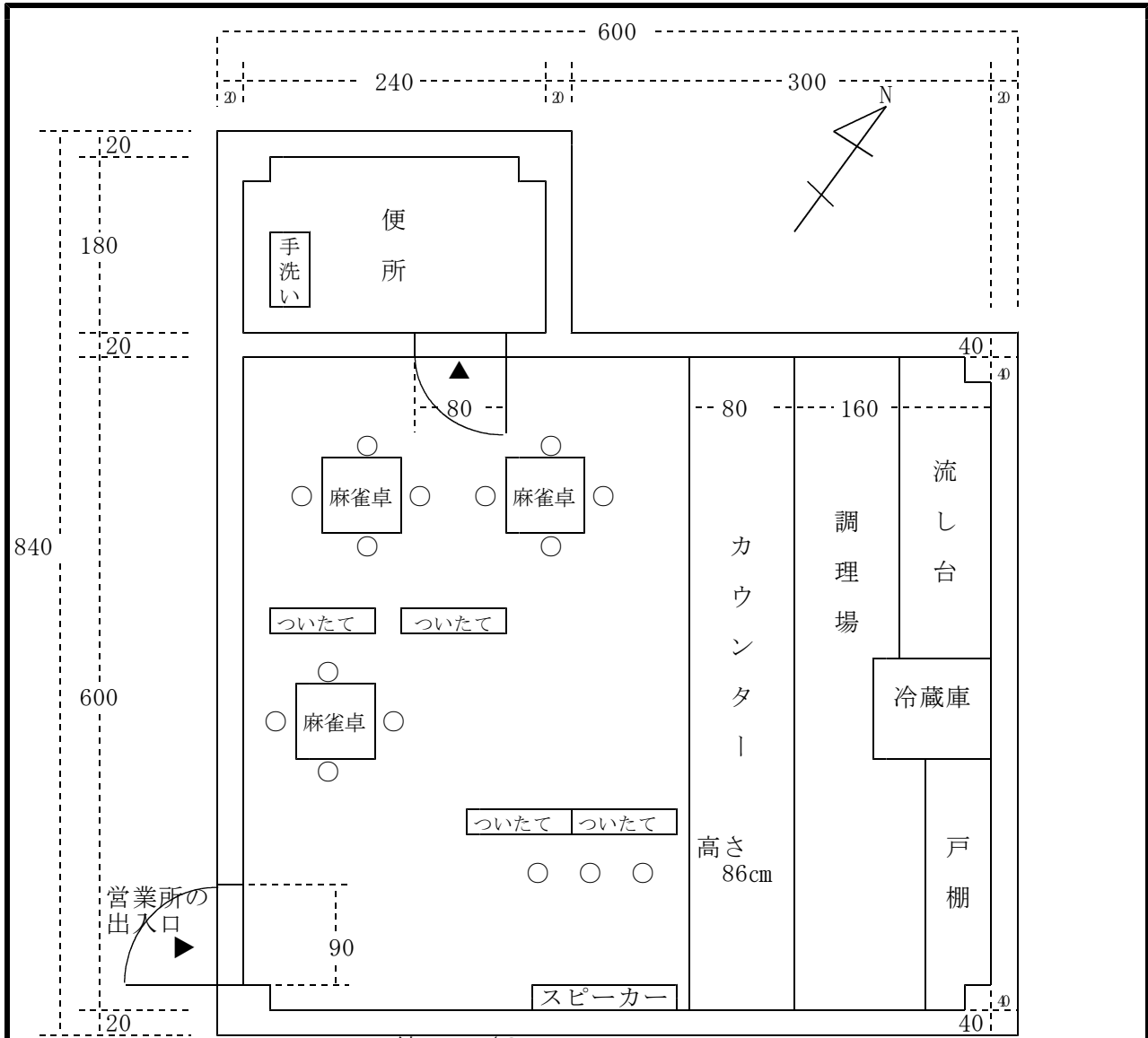
その1	
<b>営業の方法</b>	
営業所の名称	雀 荘 東 南 西 北
営業所の所在地	広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号〇〇ビル1階
風俗営業の種別	法第2条第1項第4号の営業
営業時間	<p>午前 9時00分から 午後 11時00分まで</p> <p>ただし、午前1時まで営業可能の日においては</p> <p>午前 9時00分から 午後 1時00分まで</p>
18歳未満の者を従業員として使用すること	①する                      ②しない
	①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者の立入禁止の表示方法	営業所出入口ドアに「18歳未満立入禁止」の表示板を掲示
飲食物（酒類を除く。）の提供	①する                      ②しない
	①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法 冷凍食品（ピラフ、焼きそば等）を加熱処理して販売 ピーナッツ等乾き物をテーブル上にカゴに入れて提供 自動販売機により、コーヒー、清涼飲料水等を販売
酒類の提供	①する                      ②しない
	①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法 ビール、ウイスキー、焼酎等を客の注文に応じ、客のテーブルに運び提供 入店時に身分証等の提示を求めて確認
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する                      ②しない
	①の場合：当該兼業する営業の内容

その2 (B) (法第2条第1項第4号の営業)		
(まあじゃん屋のみ記載すること)		
遊技料金	①客1人当たりの時間を基礎として計算する	
	②まあじゃん台1台につき時間を基礎として計算する	
	全自動台につき	1時間 1600円
	半自動台につき	円
	その他の台につき	円
遊技料金の表示方法	料金表を営業所内の見やすい場所に掲示	
(ぱちんこ屋及び令第15条に規定する営業のみ記載すること)		
ぱちんこ屋及び令第8条に規定する営業の遊技料金	ぱちんこ遊技機	玉1個 円
	回胴式遊技機	玉1個 円
		メダル1枚 円
	アレンジボール遊技機	玉1個 円
		メダル1枚 円
	じゃん球遊技機	玉1個 円
		メダル1枚 円
その他の遊技機 ( )	につき 円	
その他の営業の遊技料金 ( )	遊技の種類 ( )	につき 円
遊技料金の表示方法		
賞品の提供方法		
提供する商品のうち最も高価なもの	( 円)	

備考

- その1の「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- その1の「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- その2（A）は法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その2（B）は同項第4号の営業について許可を申請する場合に、その2（C）は同項第5号の営業について許可を申請する場合に使用すること。
- その2（A）又はその2（C）の「料金」欄には、第34条の表の上欄に掲げる営業の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に定める料金を記載すること。
- その2（A）又はその2（C）の「料金の表示方法」欄には、その2（A）又はその2（C）の「料金」欄に記載した料金を表示する方法が第33条の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- その2（A）の「客の接待をする場合はその内容」欄には、接待の種類（談笑及びお酌、踊り、歌唱、遊戯等の別）及びこれを行う方法（特定少数の客の近くにはべり談笑の相手となる、客と一緒に歌う等）を記載すること。
- その2（A）の「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興をさせる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- その2（B）の「遊技料金の表示方法」欄には、その2（B）の「遊技料金」欄又は「ぱちんこ屋及び令第8条に規定する営業の遊技料金」欄若しくは「その他の営業の遊技料金」欄に記載した遊技料金を表示する方法が第33条各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

# 営業所の平面図記載例



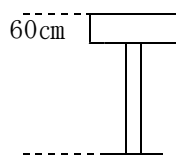
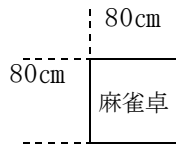
縮尺 1/〇

単位：センチメートル

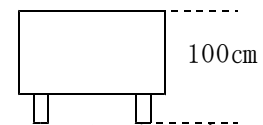
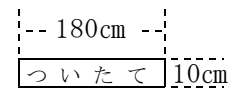
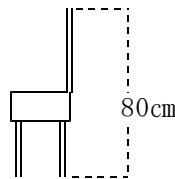
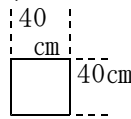
営業所の床面積 (カウンター内・便所を含む。)  
 客室の床面積 (カウンター内・便所を除く。)

〇〇. 〇m<sup>2</sup>  
 〇〇. 〇m<sup>2</sup>

凡 例



〇 椅子



客室内の見通しを妨げる設備 (概ね 1m を超える設備) は設置不可

# 「照明設備・音響設備」欄の別紙記載例

